

ジンバブウェのクレプトクラシー体制とそのメカニズム

——二〇〇〇～〇八年



井上一明

I 問題の所在

本稿は、二〇〇〇年から二〇〇八年までのジンバブウェの政治体制を読み解こうとするものである。そしてここでの問題意識は、以下の三点である。

- ① 二〇〇〇年から二〇〇八年までの時期におけるジンバブウェの政治体制をクレプトクラシー体制としてとらえる。
- ② ジンバブウェにおけるクレプトクラシー体制のメカニズムを分析する。

- ③ クレプトクラシー体制の鍵を握るのは「正当な物理的暴力装置」と仮定する。

1 クレプトクラシーのモデルについて

ジンバブウェの政治体制を分析する際に参考となるモデル、そしてとくにアフリカ諸国を分析対象とした政治体制のモデルは少なくない。たとえば、古典的なものとしてはジャクソンとロスバークによる『ブラック・アフリカにおける個人支配』(Jackson and Rosberg 1982: 316) をあげることができよう。ここでジャクソンらのモデルを紹介する余裕はないが、彼らの諸モデルに則しているならば、本稿

が扱う時期のジンバブウェは、「暴君型」(Tyrant)の「個人支配」(Personal Rule)」というモデルに一番近いと思われる。しかしながら本稿でこのモデルを採らない理由は、「個人支配」という、まさに支配のメカニズムとしての「個人」に焦点を合わせた結果として、本稿で分析しようとする「正当な物理的暴力装置」の役割が不明確になることを危惧したためである。これは、佐藤がその編著『統治者と国家』のなかで指摘している点、すなわち統治者を法制度、官僚制そして軍隊といった国家の諸要素との関連で捉えていくことの必要性に相通するものがあるといっただいである(佐藤 2007: 9)。また本稿では分析対象期間を限定することによって、ヒーデンが指摘したジャクソンたちのモデルが内包する指導者の時系列的な変動過程を見失う危険性を最小限度にとどめることが可能になり、限られた期間におけるメカニズムの分析がより明確化されると考えたためである(Hyden 2006: 100; 佐藤 2007: 8)。

ところで本稿において中心的な位置を占める「クレプトクラシー」という概念について説明しておきたい。クレプトクラシー(Kleptocracy)とは、デモクラシーやアリストクラシーなどとならぶ統治の一形態であり、クレプトは「泥棒」、そしてクラシーは「支配」あるいは「統治」を意味することから、クレプトクラシーとは文字通りには「泥棒支配」を意味するタームである。このクレプトク

ラシーというタームないしは概念を使った研究としては、たとえばオルソンは、一国の経済的繁栄を議論する際に、権力の座にある人々が自分たちのためにほとんどすべての資産を掌握する体制、という意味でこの言葉を使っており(Olson 2000: 1)、バイヤート、エリス、そしてヒーボウは、国家の犯罪化の過程をクレプトクラシーから凶悪国家(the felonious)へという観点で分析している(Bayart et al. 1999)。またエースモル、ヴァーディアー、そしてロビンソンは、クレプトクラシー体制とは、国家が個人ないしは小集団の利益のために統制・運用され、彼らは権力を行使することによって社会的資源の大部分を自分たちのために転用する体制と定義し、この体制が功を奏するか否かは社会における諸制度の弱体化によって可能となる分割・統治戦略に部分的に依存している、と結論づけている(Acemoglu et al. 2004: 162)。

以上のようなこれまでの研究は、クレプトクラシー体制を所与のものとして捉え、そのメカニズムについては、十分に分析しているとはいえない。バイヤートたちの議論は、本稿で議論しようとしている内容に近いが、必ずしも十分に実証的とはいえない。本稿は、クレプトクラシー体制とは何か、そしてこの体制において誰が、何を、何時、そしてどのように獲得するのかということに焦点を合わせている。そこで以下、本稿で議論するクレプトクラシー体

制の捉え方について説明しておきたい。

クレプトクラシーという言葉の定義については、語学的な辞書においては、簡単な記述があるだけであり、そこでは一般に「クレプトクラシー」を「被統治者を犠牲にしてもっぱら地位と私的な富を求める人々による政治」ないしは、「権力の座にあるアクターたちが国家資源を略奪し着服する政体あるいは国家」と説明している。本稿においては、クレプトクラシーの定義、その特徴そしてその効果を以下のように説明する。^{*2}クレプトクラシーとは、政治権力を行使することによって公職にある者および支配階級の私的な富の拡大を、民衆を犠牲にして行う政治体制であり、その構成員はクレプトクラット (kleptorats) と集合的に呼ばれる。その特徴としては、独裁制あるいは専制的でネポティズムな政府の形態であり、典型的なクレプトクラシーの支配者は、国家の財産をあたかも個人の銀行口座のように扱う。

クレプトクラシー体制の否定的な効果は、国家の経済・政治そして市民の権利を食い物にするという点にあり、同体制は外国投資の極端な不足、市場および対外貿易の急激な弱体化を生み出す。またしばしば税金を財源とする基金の乱用そしてマネーロンダリングによって市民生活の質を悪化させる。そして政府（行政部）が着服する資金は、病院、学校、道路、公園の建設といった本来公共投資に費や

されるべき資金から調達される。このため、市民生活の質にさらなる害を生じさせる。

クレプトクラシーは、ウェーバーの議論を踏まえていえば家父長制度がそのまま国家になったような、つまり国家の支配者がその近親者や支持者といった限られたアクターを対象として国家資源の再分配を行う体制、という意味で「新家産制」に類似している。本稿においてこの「新家産制」国家というタームを用いずに「クレプトクラシー」というタームを用いた理由は、国家資源の再分配のメカニズムよりも支配のメカニズムに焦点を合わせたかったためである。

2 クレプトクラシーの統治メカニズム

クレプトクラシーの統治メカニズムとして指摘することができるのは、まず三権分立の喪失である。そして国家は、行政部による一元的な支配のもとに置かれる。この体制においては立法部が形骸化し、行政部の意向に則した立法化を行う。すなわち議会が「ゴム印議会」となる。またしばしば議会の立法にかわって大統領の行政命令による統治が行われる。他方司法部は、あらゆる手段（現職裁判官への脅迫、暴力および行政部寄りの裁判官の任命など）によって行政部の統制下に置かれ、その独立が剥奪される。他方、

クレプトクラシーの支配層、つまりクレプトクラットは政権の維持を手段として、国家資源の略奪という目的を「合法的」に追求する。この場合クレプトクラットが掌握する行政部の政策履行を担保する主体とは何であろうか。本稿では、これを「正当な物理的暴力装置」、すなわち軍、警察、そして刑務と想定する。

周知の通りウェーバーは、「国家とはある一定の領域の内部で正当な物理的暴力行使の独占を要求する人間共同体」と定義している（ウェーバー 1980: 6）。この国家の定義に則していえば、行政部の政策履行を担保する主体とは「正当な物理的暴力装置」ということができよう。ここで問題となるのが、いわゆる「シヴィリアンコントロール」の問題である。たとえばダールは、「シヴィリアンコントロール」にとつて、軍の政治体制に対する忠誠、服従そして義務という信条を生み出し、かつこれを支えるものとしての「軍人としてのプロフェッショナルリズム」だけでは不十分であり、文民指導者たちが軍のエスタブリッシュメントに危害を及ぼすと確信した場合に、軍人たちは全面的にシヴィリアンコントロールに抵抗し、かつこれを排除する可能性がある。また軍人が守ろうとするシステムないしは諸価値の安定、繁栄、あるいは存在が脅かされたと感じた場合、文民指導者を拒否することもありうると指摘する（Dahl 1991: 82-83）。であるとすれば、「シヴィリアンコン

トロール」が定着していないような国家において、軍のエスタブリッシュメントに危害を及ぼさないこと、また「正当な物理的暴力装置」の利益・価値を満足させることが、文民政権にとつては政権の安定、存続にとって重要な要件となる。このことは、デモクラシーばかりではなく表面的には文民が支配者となっているクレプトクラシー体制についてもいえよう。いいかえれば、「正当な物理的暴力装置」は、支配者への忠誠を誓い、その命令に服従し、そして義務を履行するかどうかを自立的に決定する場合がある、ということである。そして「正当な物理的暴力装置」が忠誠を誓う政治指導者だけが、その支持を得て政治権力を行使することができるとしてこうした傾向は、とくにアフリカ諸国において顕著に見られるのである（Amoda 2008）。それではなぜ軍、警察、そして刑務といった「正当な物理的暴力装置」の構成員は、みずからのエスタブリッシュメントを堅持し、また彼らが守ろうとするシステムないしは諸価値の安定、繁栄、あるいは存在を維持するために文民に代わって政権の座に就こうとしないのか。アフリカにおいては、少なくとも九〇年代にいたるまで、多くの軍部政権が登場してきた。しかしながら九〇年代のアフリカにおける「民主化」以降、その数は激減している。その理由は、やはり「民主主義のグローバル化」によるものと考えてよいであろう。たとえばアフリカ連合（Africa Union）

の憲章にも、「民主主義の諸原則の尊重」そして「憲法に定められた手続きを無視した政権交代に対する非難と承認拒否」が明確に規定されている。したがって「正当な物理的暴力装置」の主体にとってはみずからは政治の背後に位置して、自分たちの既得権益を擁護することを確約した文民指導者を支持する、という選択がもつとも合理的な選択といえるであろう。ちなみに、客観的には「自由かつ公平」とは決していえない選挙が繰り返し行われ、したがって政権の交代の可能性がきわめて低い「選挙権威主義体制」も、部分的には「民主主義のグローバル化」の産物であるといえよう (Schedler 2006)。

それでは以下、これまでの「クレプトクラシー」とそのメカニズムに関する議論を踏まえてジンバブウェにおけるクレプトクラシーについて論じてみたい。

II 「クレプトクラシー」国家の歴史的背景^{*4}

「黒いヒトラー」「暴君ムガベ」といった表現に見られるように、ジンバブウェを見る視点としては、ムガベ個人の独裁という解釈が一般的であり、とくにジャーナリストによる著作にこの傾向が多く見られる。^{*5} また ZANU・PF 政権については、その暴力的性格がしばしば指摘されてい

る。^{*6} つまり ZANU・PF ムガベ政権のこうした性格は独立以来のものであり、同政権は、みずからの支配体制を堅持するために、必要な場合にはつねに物理的暴力を行使してきたという議論である。そしてこうした同政権の性格は、ジンバブウェ独立以前の ZANU・PF の反植民地武装解放組織としての経歴に由来すると見なすのである (Bratton and Masunungre 2008: 43)。

しかしながら、こうした議論は、ジンバブウェの独立後の政治史を見るならば、必ずしも事実を反映しているとはいえない。すなわち少なくとも独立後一〇年間は、仮に ZANU・PF が基本的に暴力的な性格を持っていたとしても日常的にそれが表面化したわけではなかった。また支配者たちを被支配者ではなく、システムを構成するパトロン、協力者、クライアント、支持者、そしてライバルに連結する「関係のシステム (a system of relations)」としての「個人支配」(Jackson and Rosberg 1982: 19) でもなかったのである。むしろ一九八〇年代のジンバブウェは、社会主義に基づく福祉国家、そしてそれを実現するための給付行政というチームによって象徴される国家であった。

こうしたジンバブウェが、九〇年代に入りいわゆる「構造調整計画」を実施して貧富の差が急激に拡大した結果、支配者と被支配者のあいだの乖離が次第に顕著なものとなっていった。この意味で九〇年代の政治・経済、そして

社会的状況は、二〇〇〇年代のクレプトクラシー体制を論じる上で重要な意味を持つであろう。なぜならば、ジンバブウェにおける「民主主義体制」からクレプトクラシー体制への体制転換の原因をこの時期に見出すことができるからである。

1 社会主義そして給付行政

一九八〇年、少数白人支配体制のローデシアが消滅し、普通選挙権に基づく民主主義国家のジンバブウェが誕生したとき、白人政権との約一〇年にわたる内戦の当事者であったZANU・PFは、有権者の圧倒的な支持により政権の座についた。ムガベ率いるZANU・PFにとつての優先的な政策課題は、内戦終結後のいわゆる「DDR（武装解除、動員解除、社会復帰）」そして白人と黒人のあいだの格差是正であった。

前者の課題に関して同政権は、ンデベレ人を基盤とする野党勢力PF・ZAPUをほぼ強制的にZANU・PFへ吸収合併して全国的な権力基盤を確立した。この過程において、ンデベレ人が多数派を占めるマタベレランドを中心として武装集団による反政府活動が発生し、これは約五年間続いた。ZANU・PF政権は、これを武力で鎮圧したが、この間、三七五〇人が死亡し、一万人が拘禁され、

そして七千人が身体的虐待を受けた、と報告された（The Catholic Commission for Justice and Peace in Zimbabwe and The Legal Resources Foundation 1997）。この事件は、ZANU・PF政権の暴力的性格を示すひとつの根拠としてしばしば指摘されている。たしかに上記のような同政権の非人道的な活動は、たとえそれが国家統合、そして国内治安の維持という目的であつても決して正当化することはできないであろう。しかし少なくとも外部のオブザーバーによつて「自由かつ公平」と評価された総選挙の結果、^{※7}政権の座に就いた政党の支配を受け入れず暴力によつてこれを打倒しようという行動、そしてこれを「正当な物理的暴力装置」によつて鎮圧する、というパターンはアフリカではよく見られるとはいへ、同様に決して正当化しえないであろう。したがつて当時のZANU・PF政権のこうした行動だけがとくに暴力的であつたという議論はいささか客観性を欠くように思われる。

ジンバブウェの独立当初から、ムガベはみずからの政権の目標として「最大多数のジンバブウェ人のための社会的な最大幸福」を掲げ、これは白人とアフリカ人のあいだの支配従属関係というジンバブウェにおける歴史的矛盾の解消にある、とした。彼によれば、こうした目標を実現するためのイデオロギーが社会主義であり、社会主義のみが最大多数のジンバブウェ人に社会的な最大幸福をもたらし、

ジンバブウェの歴史的な矛盾を解消することができると主張したのである。さらに彼は、ジンバブウェの社会主義は、共同体的伝統に立脚するものであり、こうした伝統とマルクス・レーニン主義の理論と実践からその基本的な思想と原理を引き出したものであると説明した。

こうしたいわば「ジンバブウェ社会主義」と形容される社会主義は、その実践的側面において二つの側面を有していた。すなわち貧しい人々に対する行政サービスの実、そして統制経済である。ここでは前者、すなわち給付行政に限定して簡単に論じておきたい。

ムガベ政権は、いわゆる福祉国家の建設を目標として社会福祉と教育の充実を図るとともに最低賃金制を導入し、ローデシア時代に意図的に押さえられていたアフリカ人の賃金の上昇、そして全般的な生活条件の改善をめざした。具体的には低所得者層を対象とした医療費の国庫負担、および初等教育における授業料の無料化である。その結果、平均余命（平均寿命）は、一九六〇年の四五歳から八七年には五八歳へ上昇した。また初等学校の就学児童数は、七九年の八二万人から八五年には二二三万人に大幅に増え、さらに中等学校の生徒数も六万六千人から四九万九千人へと増加した（Central Statistical Office N.D.: 29-45, 65-81）。このようにムガベ政権が社会福祉政策と教育政策に、いかに重視していたかということは、八〇年代、教育と保健

の政府予算に占める割合が防衛費に次ぐものであったことから明らかである。たとえば八九／九〇年度予算においては、さらにこの比率が逆転して教育が占める割合は一七・一％であり、防衛費は一二・一％であった。さらにこれは必ずしも社会主義的政策とはいえないが、いわゆる「積極的差別是正措置（アファーマティヴ・アクション）」が開始され、政府機関はもとより民間企業においてもアフリカ人の積極的な雇用と昇進が実現した。たとえば民間セクターにおけるアフリカ人の進出は、大企業においてはアフリカ人の中間管理職、そして上級管理職への昇進というかたちで増大した。すなわち一九九一年の段階ですべての上級管理職の三八％をアフリカ人が占め、これは八六年の一〇％から大幅な増大、そして八九年の三七％と比べると若干の増加が見られる。他方、中間管理職については、全体の六八％をアフリカ人が占めている。これも八六年の四五％、八九年の六五％に比べれば確実に増加傾向にあった（*Business Herald*, 12 December 1991）。このことは、いうまでもなく経済界における白人の独占的体制が崩壊しつつあったことを意味すると同時に、アフリカ人高額所得者の増加を示していたのである。

2 ZANU-PF 政権に対する民衆の不満

ジンバブウェは一九九一年五月から「経済構造調整計画 (Economic Structural Adjustment Programme: ESAP)」を開始した。これは「大きな政府」から「小さな政府」、そして統制経済から市場経済へとという転換を意味した。すなわちジンバブウェ政府は、八〇年代における教育・福祉サーヴィスに対する巨額の経常的な支出、統制経済による国民経済の低迷、そして対外累積債務の悪化などにより社会主義社会の実現そして社会福祉政策の継続を放棄せざるをえなくなったのである。

ESAPの導入は、単に経済体制の変革にとどまらず、人々に多大な社会・経済的影響を及ぼした。すなわちその影響としては、生活必需品に関する公定価格の漸進的撤廃に伴う消費者物価の急激な高騰、教育・保険医療分野における受益者負担制度に基づく教育費の導入と医療に対する政府補助金の大幅削減、そして労働条件と労賃に関する規制の緩和が盛り込まれた新たな労働法による労働者の地位の弱体化などがその主たるものであった。

ESAP開始以前から公共企業体の政府補助金依存体質を改善すべく、牛乳、牛肉、砂糖そして主食であるメイズ粉（ローラー・ミル）などのほとんどすべての食料品、ガ

ソリンとディーゼル・オイル、電気などの価格が次々と値上げされていった。また公共輸送機関の料金（具体的にはバス料金、鉄道料金）の値上げ、ジンバブウェ・ドルの平価切り下げによる輸入材料の高騰と、それに伴う衣料・雑貨品の値上げなどが急激に発生した。都市部においては、地方自治体によって運営される公営住宅の賃貸料、上下水道料金、医療費、営業許可証料金、そして公立学校の施設費 (School Levy) などの値上げが段階的に実施された。なお公立初等学校における授業料も一九九一年一月から導入された。さらに農村部の人口過剰と貧困、そして都市における住宅不足に端を発した不法居住者 (squatters) の問題も深刻化し、政府はこの問題解決に有効な手段を見出せないまま彼らの強制的な移動を繰り返したのであった。消費者物価の高騰そして三〇%を超えるインフレ率、苛酷な住宅事情、さらには雇用不安などによって都市部の一般住民の生活は次第に困窮していった。その結果、都市部での犯罪発生率が上昇し、また犯罪が凶悪化していったことは、都市部住民の日常生活をさらに不安定なものにしていった。^{*}

農村部における経済自由化およびESAPの否定的な影響も次第に顕在化していった。たとえば化学肥料やメイズの種などの価格の高騰は、農村社会にきわめて深刻な影響を与え、とくに農村部の女性たちは、物価の高騰によって

きわめて苦しい生活を強いられながらも、学歴がないために雇用機会に恵まれず生活を改善する術をもたなかった。

こうした生活苦のために子どもに対しても十分な養育費（教育費を含む）を支出できないといった状況に追い込まれた。また拡大家族制度（Extended Family）の衰退によって厳しい条件のなかで生活している老人たちは、よりいっそうの苦難を強いられた。これに加えて伝統的な一夫多妻制度も物価の上昇による生活の窮乏によって解体を強いられることになった（Sunday Mail, 10 November 1991）。そして農村部の住民は、一九九一年からの二年続きの早魃によってさらに大きな被害を受けたのである。

ESAPは、このようにジンバブウェの大多数の人々に大きな生活苦をもたらした。そしてこれによって、とくに都市部で暮らす人々は農村部で暮らす人々よりも生活条件の悪化を体験することになった。都市部の貧困層やフォーマルセクターから生み出された失業者は、インフォーマルセクターに生活の糧を求めたが、都市部の人々が全体として生活条件の悪化によって不満を募らせたことは明らかである。そしてこれは九〇年代後半に入って頻発したストライキと都市暴動によって示されている。すなわち①九五年一月の首都ハラレにおける暴動、②九六年八月と一〇一〇一月の公務員ストライキ、③九七年七～九月頃、経済のあらゆるセクターにおけるストライキ続発、④九七年一二

月、「ジンバブウェ労働組合会議（Zimbabwe Congress of Trade Union : ZCTU）」主導によるゼネストとその直後にハラレにおいて発生した暴動、⑤九八年一月、食料品の値上げに端を発したハラレとチトウングウィザにおける暴動、⑥九八年中に頻発したZCTU主導による「職場放棄」、⑦九八年一月のハラレ、チトウングウィザ、そしてブラワヨにおけるガソリンの値上げに端を発する暴動、などである。このうち②③④そして⑥は、労働条件の改善（とくに賃上げ）をめざした組織的行動であり、他方⑤と⑦は、物価の高騰を不満とする一部の都市住民のデモ行進が暴動へと発展したものであった。なお①は、警官の発砲に激怒した市民の抗議運動が暴動となった事件であった。そしてこれらの事例から確認しうることは、以下の二点である。すなわち第一点は、騒乱状態は都市部で発生したことで、そして第二点は公務員の抗議運動に対して政府はきわめて厳しい措置を課したこと、である。こうした都市部における騒乱に示されるように、ESAPの結果としてもたらされた生活条件の悪化は、民衆のあいだにZANU・PF政権に対する不満を蓄積させたのである。

III クレプトクラシー国家の誕生

1 クレプトクラシー体制への転換点

——新憲法草案に関する国民投票

先に述べたように、一九九〇年代後半において、ハラレの労働者の労働条件の改善に深く関わり合い、ゼネスト、そして職場放棄を組織したのが ZCTU であった。同組織は、九九年二月みずからを母胎として政党を結成することを発表し、同年九月、「民主改革運動 (Movement for Democratic Change : MDC)」を結成した。そして以後同党は、ハラレ、ブラワヨといった都市の住民の支持を確実にする一方で、農村部への浸透にも積極的に取り組んだ。すなわち農村部において同党は、初等・中等学校の教員をつうじて支持基盤の拡大を目指したのであった。^{*}そしてその活動が実を結んだ最初の事例が、二〇〇〇年二月に行われた「新憲法草案」に関する国民投票であった。

新憲法草案は、当初、官と民の代表から構成される「制憲委員会」によって起草される予定であったが、たとえば二〇以上の市民団体を代表する「全国制憲会議 (National Constitutional Assembly : NCA)」がこれへの

参加を拒否したために、結果的に政府主導で起草された (The Zimbabwe Mirror, 19-25, March 1999; Constitutional Commission of Zimbabwe N.D.: 20)。九九年一月三〇日に発表された新憲法草案の骨子は、次のとおりである。^{*}①大統領の任期を一期五年間二期までとする。②大統領の権限の大幅拡大。③首相のポストの設置。④六〇議席からなる上院の設置。⑤下院選挙への比例代表制の導入。⑥政府から独立した選挙管理委員会の設置。⑦伝統的指導者に対する権限の付与。

MDC は当初からこの憲法草案に否定的であり、国民投票による否決を目指して他の市民団体 (NGO) とともに活動を展開した。そして二〇〇〇年二月一二・一三日に行われた国民投票の結果、同憲法草案は反対票五五%で否決された。

この投票結果において指摘されるべきことは、新憲法草案に対する反対票が都市部ばかりではなく、農村部においても広範に見られたということである。いうまでもなく、アフリカ諸国のように人口構成が多民族 (multi-ethnic) である場合には、個々のエスニシティーそしてエスニックグループごとの投票行動に関する分析が必要であろう。そしてこの国民投票においてもエスニックグループ別の投票行動をその結果から見ることはできる。すなわち単純化していえば、「シヨナ人」が多数を占める選挙区においては憲

法案賛成、そして「ンデベレ人」が多数を占める選挙区においては憲法草案反対であった。しかしながらこの国民投票が、同じ年の議会選挙、〇二年の大統領選挙、そして〇五年の議会選挙とは有権者の投票行動という点において大いに異なるのは、「シヨナ人」が多数を占める選挙区においても無視できないほどの憲法草案反対票が見られたということである。

国民投票の投票結果は、たんに新憲法草案それ自体に対する反対票というだけではなく、その背後にはE S A P以後の都市部・農村部の違いを超えた、そしてエスニックグループの違いを超えた全国的なレベルにおける人々のZ A N U・P F政権に対する生活苦に基づく不満があり、それが反対票というかたちをとった、ということができるであろう。

Z A N U・P F政権は、人々が国民投票において新憲法草案を支持するものと楽観視していたように思われる。したがって、Z A N U・P Fは有権者に対して物理的な暴力を使って賛成票を投ずるように強いることはなかったし、M D Cをはじめとする「市民団体」の活動に露骨に介入するといった行為もほとんど行われなかった。また国民投票の前年から全国各地で行われていた「新憲法起草委員会」による公聴会においても、人々の反政府的な発言に対する妨害は見られなかった。^{*11} この意味において、国民投票の投

票結果は、有権者の過半数が政府に対する否定的な態度を示したということ意味するばかりではなく、各選挙区レベルの、とくに「シヨナ人」が多数派を占める選挙区における有権者の政治意識が同年の議会選挙の投票結果よりも正確に反映されたものと推測できよう。そしてこの国民投票の結果はZ A N U・P F政権にとっては、クレプトクラシー体制への転換を推し進める転機となったのである。

2 クレプトクラシー体制のメカニズム

ジンバブウェにおけるクレプトクラシー体制のメカニズムを、本稿においては次の四点から分析する。すなわち①立法部の形骸化、②司法部の独立剥奪、③「市民社会」に対する弾圧、そして④行政部による民間資産の略奪、である。

立法部の形骸化

立法部の形骸化、言葉をかえれば行政部提出による法案を慎重な審議なしに成立されるという意味での「ゴム印議会」化を生み出したひとつの要因は、行政部（選挙管理委員会を含む）によって操作された議会選挙に基づいて選出されたZ A N U・P F議員による多数派議席の固定化である。

二〇〇〇年六月から二〇〇八年三月二九日までのあいだにジンバブウェにおいては議会選挙が二回（〇〇年六月および〇五年三月）、そして大統領選挙が一回（〇二年三月）行われた。ここではこれらの選挙を詳細に分析する余裕はないが、それらに共通する点を列挙すると、①アフリカ圏外のオブザーバー、および諸政府によって「自由かつ公平な選挙」とは見なされなかったこと、②ZANU・PFは、

シヨナ系住民が多数派を占める選挙区において圧勝し、MDCは都市部およびンデベレ住民が多数派を占める選挙区の議席をほぼ独占したこと、である。①に関しては、たとえば〇〇年議会選挙は、その選挙運動期間中から野党支持者に対する暴力行為、そして開票をめぐる不正行為が全国的に見られた。とくに農村部においては、MDCの選挙運動の中核となった教員に対する暴力行為が頻発した。同選挙に派遣された英連邦オブザーバーグループも、その報告書のなかで、全国各地で暴力行為や脅迫行為が見られ、こうした行為はとくに農村部で顕著であり、野党やその候補者たちは同地域で選挙運動を行うことが妨げられていたこと、そしてこうした行為は、有権者の選択の自由を損なうたと指摘している（Commonwealth Secretariat 2000: 32-33）。こうした傾向は、〇二年大統領選挙、そして〇五年の議会選挙においても見られた。②についてクレプトクラシー体制との関連でいうならば、ZANU・PFにとって

は、人口の約七五％を構成するシヨナ系住民の選挙区をほぼ独占することによって政権基盤を安定させるということが重要な課題であった。これによって同党は、議会の過半数（あるいは三分の二以上）の議席を獲得し、憲法改正を含むあらゆる政府法案の成立を可能にしたのであった。

司法部の独立剥奪

二〇〇〇年三月以降、政府による白人農園の強制収用、および「元兵士」、ZANU・PF党员、そして軍による農園侵略が続くなかで（後述）、最高裁判所は白人農園主の訴えに基づいて、政府による白人農園の強制収用は法的な手続きに基づくものではなく違法であり、政府の活動は基本的に私有財産権の侵害にあたるという判断を下した（*Panfrican News Agency*, 11 November 2000）。

ジンバブウェにおいてはすべての判事は、司法部の職員人事を統括する「法務職員委員会」の勧告に基づいて大統領によって指名されることが憲法（憲法九一条）に定められており、これによって司法部の独立性を保つことが意図されていた。しかしながらZANU・PF政権は、土地の強制収用を違法とした最高裁判所の判決を強く非難し、法務相チナマサ（Patrick Chinamasa）は、行政府の決定はもはや変更しえないものであること、そして高等裁判所および最高裁判所の判事に白人を任命したことは大きな誤りで

あったと語り、この問題を法的な手続きの問題から人種問題へとすり替えたのであった (Herald 8 December 2000)。

同政府は、その後、ZANU・PF 党員ないしは同党に近い人物を高等裁判所判事として次々と任命するとともに、最高裁判所長官ガツベイ (Anthony Gubbay) に対して辞任を強要し、○一年三月彼を停職処分とした。そして最終的に政府は、彼の後任として ZANU・PF に近いチデャウシク (Godfrey Chidyauku) を任命したのであった。他方、「元兵士」たち、および ZANU・PF の支持者たちは、再三にわたって最高裁判所に対して示威行動を行うとともに、白人の判事およびその家族に対して威嚇・脅迫行為を繰り返し、彼らをその職を離れざるをえない状況へと追い込んだのである。

かくしてジンバブウェにおける司法部は、行政部による介入、そして「元兵士」と ZANU・PF 支持者による威嚇・脅迫行為によってその独立性を失った。すなわちジンバブウェのケースからいえることは、「正当な物理的暴力装置」を独占する行政府がその権力を恣意的に行使した場合、そうした行為を押しとどめる憲法上の安全装置は機能せず、その結果として三権分立は形骸化し、行政府の独裁体制が確立される、ということである。

「市民社会」に対する弾圧

「元兵士」および ZANU・PF の支持者による非政府系のメディアに対する妨害活動は、○○年以降とくに頻発しており、警察はこれを積極的に阻止するような行動をまったくとらなかった。「表現の自由」に対する政府の介入は、○二年に立法化された「情報へのアクセスおよびプライバシー保護法」に代表されるが、これはすべてのマスメディア組織およびその関係者を登録制にするとともに、外国人ジャーナリストの国内活動を禁じる内容のものである。この結果、同法に基づいて多くの外国人ジャーナリストが国内退去処分になり、さらにこれまで政府の恣意的な権力の行使を一貫して批判してきた非政府系日刊紙「デイリー・ニュース」も○三年九月、発禁処分となった。

市民社会に対する政府の統制としては、反政府分子の活動を厳しく規制する「公共秩序および安全保障法」(○二年)、すべての NGO を登録制として反政府的な NGO の活動を禁ずる「民間ボランティア組織法」(○四年)、そして「憲法修正第一七号」(○五年)をあげれば十分であろう。とくに「憲法修正第一七号」は、海外への渡航をふくむ移動の自由の制限、また賠償を伴わない農地の接収、そして農地の接収に関する司法判断の停止を規定したものであった。

こうした諸法は、基本的人権そして私有財産権を著しく

侵害するものであったが、ZANU・PF政権にとってはその支配体制を維持するうえで非常に効果的な制度であり、さらに同政権はこの制度を効果的に運用するための「正当な物理的暴力装置」を独占していたのである。そしてこうした支配体制、国家による資産の略奪という「クレプトクラシー体制」の実効性は、「農村侵略」、企業国有化そして「ゴミ捨て作戦」において証明されることになった。

行政部による民間資産の略奪

行政部による資産の略奪として、①農園侵略、②民間企業の国有化、そして③「ゴミ捨て作戦」(Operation Murambatsvina)をあげることができる。

「農園侵略」とは、二〇〇〇年三月以降いわゆる「元兵士」と呼ばれる人々が主要なアクターとなり、白人が所有する大農園を暴力を用いて一方的に侵略し、占拠する活動である。「元兵士」とは、七〇年代、ジンバブウェの独立を目指して「解放勢力」に身を投じた人々のことを指す。当初は、この「元兵士」が村人を動員するかたちで平和裡に白人農園の侵略を行い、政府と交渉するといったケースが見られた。しかしながら彼らの活動はその後次第に組織化され、さらには武装した「元兵士」のグループが、大農園を襲撃し、抵抗する白人農園主を殺害するといった行動へとエスカレートしていったのである。

ZANU・PF政権は、こうした事態に対して警察官を派遣したが農園を占拠した「元兵士たち」を強制退去させようとはしなかった。そればかりではなく同政権は、〇〇年四月、新たな「土地収用法」を大統領権限に基づいて成立させ、これによって一方的な土地収用を合法化したのであった。さらに「農園侵略」において同政権が「元兵士」の利益団体である「ジンバブウェ全国元兵士協会(Zimbabwe National War Veteran Association)」と連携していたことがのちに明らかになり、これに加えて政府は陸軍およびZANU・PF党員を動員して「農園侵略」を繰り返していったのである。

「農園侵略」は、政権の維持を目指すZANU・PF政権にとっては、大票田である農村部住民の農地改革という要求を実現するための戦略としての側面をもち、また「元兵士」たちにとっては政府との連携によってみずからの存在をアピールするとともに自己の利益の実現を目指した行動と見ることができる。さらにZANU・PF政権は、農地改革、大農園主対小農という図式に白人対黒人という人種対立の図式を組み込み、さらに「植民地主義の清算」という「大義」を掲げることによって国内的そして国外的、とくに他のアフリカ諸国に対して「農園侵略」を正当化したのであった。この「農園侵略」によって接収された白人農園は国有化され、土地不足に悩む農民に再分配された。

しかしながら旧白人農園に再入植した農民の多くは、低生産性を理由に行政部によって強制的に退去させられたのであった。その後、民衆のあいだではこれらの農園が国家の支配層によって所有されたと信じられているが、真偽のほどは不明である。

ZANU・PF政権の推し進める「農地改革」に対して、「私有財産権」を擁護する立場から欧米諸国はこれを非難した。国内的にも司法部がこれに異議を唱えたが先に述べたように行政府の圧力の前にその力を失い、さらに政府批判勢力としての非政府系のマスメディアも行政部による弾圧および「元兵士」とZANU・PF支持者による暴力行為の対象となった。

ジンバブウェのクレプトクラシー体制を示すものとして、二〇〇七年頃から行政部が積極的に議論し始めた民間企業、とくに多国籍企業の国有化をあげることができる。

これは民間企業、とくに多国籍企業が、ジンバブウェの経済を悪化させた元凶であり、したがってみずからの利潤だけを追求する民間企業による搾取から国有化によって民衆を解放し、あわせてその経済支配に終止符を打つことをその目的として掲げた。しかしマスメディアでは〇〇年議会選挙前に始まった「農村侵略」同様、この民間企業の国有化も〇八年総選挙を念頭に置いたZANU・PFの選挙戦略の一環として解釈された。^{*12} この国有化という名の行政部

による資産の略奪は、ジンバブウェ経済の基幹をなす鉱業部門の国有化をも射程にいられたものであった。

「先住民化および経済的エンパワーメント法案、二〇〇七年 (Indigenisation and Economic Empowerment Bill, 2007)」は、ZANU・PF党員が過半数を占める「ゴム印議会」で〇七年九月成立し、翌年五月、大統領ムガベがこれに署名した。同法によって、ジンバブウェで活動する鉱業そして銀行を含む外国企業の所有権がジンバブウェ国籍を有する者に付与されることが定められた。これは、クレプトクラシー体制の支配層に属する企業家が合法的に民間資産を略奪することを可能にすることを意味したのである。

ところでZANU・PF政権はみずからの支配体制をよりいっそう強固にすべく、MDCの支持基盤と目されていた都市部の貧困層居住地域に対して「ゴミ捨て作戦 (Operation Murambatsvina)」を行った。この作戦は、〇五年議会選挙においてMDCが、都市部で前回の議会選挙 (〇〇年) と同様、圧倒的な得票数を獲得したことを決して無関係ではないであろう。そして〇五年五月一九日、政府は主要都市の浄化を掲げて警察、陸軍、元兵士、そして青年民兵などを動員して「シャンティ・タウン」を物理的に一掃したのである。この強制撤去によって、同年七月までに全国五二カ所で九万二四六〇戸の住居建造物が破

壊され、一三万三五四世帯が影響を受けた。その結果、ジンバブウェの諸都市において約七〇万人が住居ないしは生活資源あるいは両方を失い、推定五〇万人の子どもたちが学校を離れ、あるいは子どもの教育が中断された。さらに四人の子どもを含む少なくとも六人が住居の破壊と寒さによって死亡した。かくして全体としては人口の一八%にあたる約二四〇万人が直接的ないしは間接的にこの「ゴミ捨て作戦」の影響を受けたのである (International Crisis Group 2005: 1-2)。これと同時に、警察はインフォーマルセクターに従事する「違法な商人達」の摘発を行い、ハラレにおいては二週間で一万七千人以上が逮捕された。

二〇〇〇年以降、白人農園襲撃事件、そして農地の強制収用を契機として先進国は対ジンバブウェ援助を停止し、ジンバブウェの英連邦首脳会議への参加資格も停止された。さらに〇二年六月、国際通貨基金 (IMF) も新規融資を停止したためにジンバブウェでは外貨が事実上枯渇し、インフレ率は〇三年の時点で、前年比三八四%に上昇した。これに先立ち政府は、インフレ対策として〇一年一〇月から日常消費物資に対する価格統制を実施したが、その結果しばしばマーケットから商品が姿を消すことになった。価格統制は、〇七年六月にも再度実施されたが、その結果は前回と同じであった。また停電 (電力不足) も、石油と設備投資の不足などにより日常的なものとなっ

ていった。その後もインフレは続き、これに加えて原油価格の高騰と食料の輸入によって国民経済は悪化の一途をたどった。この結果としての民衆の困窮は、都市部・農村部を問わず全土に広がり、とくに農村部においては彼らの「生存経済」が脅かされることになった。そしてこの事実こそが、ジンバブウェの独立以来 ZANU・PF 政権の強固な基盤であったマシヨナランドの住民をも野党勢力の支持へと転換させたのである。

IV クレプトクラシー体制と

「正当な物理的暴力装置」

二〇〇八年の大統領・議会同時選挙は、一言でいえば「すべてのアフリカ社会において、選挙民は軍の対抗勢力とはなりえない」ことを実証した出来事であった (Amodea 2008)。ジンバブウェにおける「正当な物理的暴力装置」とその周辺に位置する集団は、同選挙において憲法にはなく、クレプトクラシー体制に忠誠を誓うことを明確に示したのである。ここでいう「正当な物理的暴力装置」とは、陸軍、空軍、警察、および刑務の諸機関、そしてその周辺に位置する集団とはおもに元兵士と青年民兵を指す。

これらの「正当な物理的暴力装置」とその周辺に位置す

る集団は、同年六月の大統領選挙決選投票にいたるムガベの選挙運動の主導権を握るが、国軍がその政治的中立性をみずから否定してZANU・PFの支配体制以外のいかなる体制をも受け入れないという姿勢は、たとえばジンバブウェ国防軍最高司令官チウエンガによってすでに選挙前から表明されていた (Kisepile Nyathi 2008a; 2008b; 2008c)。

二〇〇八年三月二十九日、上下両院選挙、大統領選挙、そして地方議会選挙が行われた。議会 (House of Assembly) 選挙は、二一〇議席をめぐって行われ、その結果はMDCツァンギリ派 (MDC・T) 一〇〇議席、MDCムタンバラ派 (MDC・M) が一〇議席、ZANU・PF九九議席、そして無所属一議席であった。^{*13} この議会選挙においてZANU・PFは、独立以来、初めて第一党の地位を失ったのである。他方大統領選挙は第一回投票において、ツァンギリが全投票数の四七・九%、そしてムガベは四三・二%、そして同年六月の決選投票ではツァンギリが出馬を取りやめたためムガベが当選した。ツァンギリが決選投票から降りた最大の理由は、MDCの支持者に対する前例のない規模の弾圧が「正当な物理的暴力装置」とその周辺のコalitionによって行われたためである。

両候補者が第一回の投票で投票数の過半数を獲得できなかった、という「選挙管理委員会」の発表に基づいて決選投票が行われることになったが、この決選投票日に向

けてムガベの選挙運動を組織したのが「合同作戦司令部 (Joint Operation Command : JOC)」と呼ばれる「正当な物理的暴力装置」を統括する最高安全保障機関であった (Human Rights Watch 2008: 18-19; Solidarity Peace Trust 2008: 28-30)。

JOCは、地方住宅・社会環境設備担当相ムナンガワ (Emmerson Mnangagwa) を長として、国防軍総司令官、陸軍司令官、空軍司令官、警察長官、刑務長官、中央情報局長官、そして準備銀行総裁によって構成されているという。^{*15} そして同機関が、主導権を握って「誰に投票したのか作戦 (Operation Makavhoterapapi?)」の名の下に大統領選挙決選投票日にいたるムガベの選挙運動が行われ、その過程において多くの住民、とくにMDCの支持者に対する残虐な暴力行為が発生したのであった。そして少なくとも決選投票日までの期間、ジンバブウェの統治は事実上、JOCによって掌握されたといわれている (Philip 2008; Muleya 2008; ノーランド 2008: 26-28; Timberg 2008)。ちなみに複数のマスメディアにおける報道によれば、ムガベは大統領選挙第一回投票において第二位になったことから決選投票への出馬をあきらめ政治の舞台からの引退を考えていた。しかしながら彼がそれをJOCに伝えたところ、同メンバーから翻意を促され、その結果、出馬を決意したという (Philip 2008; Muleya 2008; ノーランド 2008: 26;

Timberg 2008)。

国際人権 N G O のひとつである「ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch)」の報告書によれば、「誰に投票したのか作戦」の結果、暴行・拷問事件が少なくとも二万件発生し、少なくとも三六名が殺害され、そして三千人以上がこうした弾圧から逃れるために居住地域を離れ国内流民となった (Human Rights Watch 2000: 1-2, 6)。また南アフリカの人権擁護 N G O である「ソリダリティー・ピース・トラスト (Solidarity Peace Trust)」の報告書によれば、J O C は三月二十九日以降に発生した暴力行為の五六%に関わっていた (Solidarity Peace Trust 2008: 28)。この作戦の背景は、いうまでもなく Z A N U - P F が議会において独立以来の第一党の地位を失い、ムガベが大統領選挙の第一回投票において敗北したことがあげられる。以上のことから読み解くことができるのは、ジンバブウェの「正当な物理的暴力装置」が、憲法そして国家に対して忠誠心を持っているのではなく、ムガベに帰属していたことを示している。ダールの言葉を援用すれば、ムガベは「正当な物理的暴力装置」のエスタブリッシュメントに危害を及ぼすことのない人物であり、また彼らが守ろうとするシステムないしは諸価値の安定、繁栄、あるいは存在にとっては脅威とはならない「支配者」であったということである。そしてこのことは彼らがムガベに対して

忠誠心を持っているということと同じではない。むしろ「正当な物理的暴力装置」の構成員は、ムガベが自分たちの利益にとつてもつとも好ましい「大統領」であると判断するかぎりにおいて彼に帰属するのであり、この判断が彼らにとつて利益とならなくなった場合には、彼らがムガベに帰属する保証はないのである。

二〇〇八年議会選挙における有権者の投票行動は、過去二回の議会選挙と基本的には同じパターンが見られた。すなわち M D C は、都市部とンデベレ系住民が多数派を占める選挙区で圧勝し、Z A N U - P F はシヨナ系住民が多数派を占める選挙区で優位に立つというパターンである。しかしながら今回の議会選挙で特徴的なことは、①シヨナ系住民が多数派を占めるマニカランド州の三分の二以上の議席を M D C が獲得したこと、そして②これまでほとんど Z A N U - P F の独占状態が続いていたマシヨナランド三州においても M D C が全議席の約二〇%を獲得したこと、である。すなわち Z A N U - P F は、そのもつとも強固な支持基盤と見なしていたシヨナ系住民の選挙区において議席を失ったことにより敗北したのである。

こうした特徴は、大統領選挙の第一回投票からも読み取ることができる。すなわちマニカランド州においてはツァンギライが勝利を収め、マシヨナランド三州においてはマシヨナランド・セントラル州ではムガベが三分の二以上の

票を獲得したが、ウェスト・マシヨナランド州およびイースト・マシヨナランド州においては勝者ムガベとツァンギライの得票数の差は、一〇～一四%であった。これは、〇二年の大統領選挙において、マシヨナランド三州におけるツァンギライの得票数が、全投票数の一五～二五%程度であったことから見て、マシヨナランドにおいてもツァンギライの支持者が増大したことを示している。有権者、とくにマシヨナランド三州における農村部の有権者の側から見れば、「生存経済」を維持できない状況に追い込まれた結果、たとえZANU・PF政権の「正当な物理的暴力装置」やその周辺の集団による弾圧を受けたとしても、彼らとしては政権の交代を望んだに違いないのである。

それではなぜZANU・PF政権は、こうした結果を予測できなかったのだろうか。合理的な解釈としては、二〇〇〇年の新憲法に関する国民投票以降、ZANU・PF政権が築き上げてきたクレブトラシー体制を過信したことによるといえる。先に述べたように、司法部の独立剥奪、表面的には民衆に対する「国家資源の再分配」という「大義」に訴えた農園侵略と民間企業の国有化、そして市民社会に対する弾圧に加えて、先に触れた〇〇年と〇五年の議会選挙、そして〇二年の大統領選挙の前後の時期にZANU・PF政権が行った「正当な物理的暴力装置」およびその周辺に位置する集団によるMDCの活動の妨害と

その支持者にたいする過酷な弾圧、こうしたまさに「あめとむち」の政策によってZANU・PF政権は、その「クレブトラシー体制」を確立したと考えたのであろう。

結語

二〇〇〇年から〇八年にいたる時期のジンバブウェにおいてクレブトラットたちは、その憲法に明記された「デモクラシー」を形式的には保持しながらも、実際には国家のあらゆる資産を私物化するためメカニズムを作り上げた。本稿でいうクレブトラットとは、ZANU・PFの指導者、「正当な物理的暴力装置」の構成員、そしてその周辺に位置する元兵士、青年民兵、およびZANU・PFの支持者たちである。彼らにとつて政治権力とは、国家資源を略奪するための単なる手段にすぎないといってもよいであろう。

クレブトラットたちの支配する行政部は、司法部の独立を奪い、立法部を「ゴム印議会」化し、これによつて「市民社会」に対する弾圧を「合法化」し、それでもZANU・PF政権に異議を唱える勢力に対しては「正当な物理的暴力装置」を駆使してこれを排除した。そしてジンバブウェにおいては、本稿で指摘したようにこの「正当な物理

「暴力装置」は、ムガベと一体化している。すなわち「正当な暴力装置」は、ジンバブウェ憲法あるいはジンバブウェ共和国に対して忠誠を誓っているのではなく、その既得権益および利益の最大化を保証するムガベに忠誠を誓っているのである。これはムガベ個人がこの暴力装置をコントロールしていることと同じではない。この暴力装置の構成員は、自分たちの利益をムガベに承諾されるための物理的強制力を独占しているのである。ケニヤの〇七年大統領選挙後の政治情勢について「キバキに対する軍の忠誠心は、権力分有（パワー・シェアリング）交渉において彼が持っていた切り札であった」というアモダの指摘は、ジンバブウェにおけるムガベと「正当な物理的暴力装置」の関係を考えるうえできわめて示唆的である（Anoda 2008）。

ところで二〇〇八年九月一五日、南アフリカ共和国大統領ムベキの調停によりムガベ、ツァンギライ、そしてムタンバラの三者は、パワーシェアリング（権力分有）に関する合意書に調印した。これにより「国民統一政府（GNU）」の樹立に向けての第一歩が記されたことになる。同協定によると、ムガベは大統領、ツァンギライは首相、そしてムタンバラは副首相へそれぞれ就任し、三一人の閣僚から構成される内閣は、うち一五人がZANU・PF、一三人がMDCツァンギライ派、そして三人がMDCムタンバラ派から選出されることになった。

三者協議は、国防相や内務相などの主要閣僚ポストの獲得をめぐって三者が鋭く対立したために難航したが、SADCの仲介により二〇〇九年二月五日、最終的に三者は首相ポストの新たな設置、および「合意」の制度化のための憲法改正を行った（憲法修正第一九号）。かくしてツァンギライは、同月一日首相に就任し、一日には三者から選出された三五名の閣僚の就任式が行われた。ムガベ自身「合意」を快く思っていないことは明らかだが、それ以上に「クレプトクラシー体制」を支えてきたさまざまなアクター、特に「正当な暴力装置」の構成員とその周辺の団体が依然としてこの「合意」への荷担にきわめて消極的と伝えられる。それであればこそ、わが国を含めた先進諸国がアフリカ諸国と一体となって「国民統一政府」が民主的かつ実効性のある政策を履行しうるように、積極的な活動を行うことが求められているように思われる。

●注

* 1 たぐえば www.merriam-webster.com/dictionary/kleptocracy 二〇〇八年十二月二五日アクセス。

* 2 Olson 2000; Bayart et al. 1999; Acemoglu et al. 2004, Wikipedia, thefreencyclopedia (<http://en.wikipedia.org/wiki/Kleptocracy> 二〇〇八年十二月二五日アクセス) などを参照。

* 3 ここでは「エスタブリッシュメント」というタームを、社会的に確立した制度や体制。またはそれを代表する支配階級・組織という意味で用いている。

* 4 本章は、拙著『ジンバブウェの政治力学』の第六章から第八章（井上 2001: 209-298）および、拙稿「国家と社会 ジンバブウェにおける政治変動——民主主義体制から権威主義体制への逆行」（井上 2008: 640-654）に加筆修正を加えたものである。

* 5 たとえば、Holland (2008: 250) その他 Meredith (2002: 243) 〃 Hill (2005: 178)。

* 6 たとえば、Bratton and Masunungure (2008) 〃 Kriger (2005)。

* 7 たとえば、Commonwealth Secretariat (1980)。

* 8 消費者物価の高騰、および個々の品目の値上げについては Economist Intelligence Unit, *Country Report: Zimbabwe, Malawi* の一九九〇年から九二年の各号が参考になる。なお都市住民と政治に関しては、拙稿「ジンバブウェにおける市民と政治——ハラレをケースとして」（井上 2002）を参照されたい。

* 9 二〇〇〇年三月、MDC党本部における筆者による党首ツァンギライとのインタビュー。

* 10 「新憲法草案」の全文は、ウェブ上のジンバブウェ政府のサイト (<http://www.gta.gov.zw/Constitutional/Draft%20constitution/Contents/Draft.Const.htm>) にアップロードされていた（二〇〇八年二月二九日現在削除）。

* 11 一九九九年八月、マシヨナランド・セントラル州、チウェ

シェ郡ニャクージカ初等学校において行われた公聴会には、約三〇名の人々が参加し、新憲法起草委員会委員による同草案の説明後、人々は自由に発言する機会を与えられた（一九九七年七月八月の同地域における筆者の現地調査による）。

* 12 “Zimbabwe threatens foreign businesses with nationalization” (*International Herald Tribune*, Reuters, Wednesday, June 27, 2007)

* 13 ちなみに、上院議会選挙（六〇議席）の結果は、ZANU・PF三〇議席、MDC・Tが二四議席、そしてMDC・Mが六議席を獲得した。

* 14 MDCは、大統領選挙の第一回投票の結果、ツァンギライが五〇・三%を獲得したと主張した。 <http://www.mdczimbabwe.org/>（〇九年一月一日アクセス）

* 15 JOCの具体的な構成は、ムナンガグアに加えて国防軍総司令官チウエンガ (Constantine Chiwenga) 〃 陸軍司令官シバンダ (Philip Sibanda) 〃 空軍司令官シリ (Perence Shiri) 〃 警察長官チウリ (Augustine Chihuri) 〃 刑務長官ジモンデイ (Paradzayi Zimondi) 〃 中央情報局長官ボニョングウェ (Happyton Bonyongwe) 〃 その他準備銀行総裁ゴノ (Gideon Gono) である。 http://nonblog.typepad.com/the_nonblogish_blog/2008/06/zimbabwe-joc-names-and-faces.html（二〇〇八年二月三日アクセス）。“Zimbabwe: Making it personal”, *The Times*, June 24, 2008.

* 16 ジンバブウェ大学のマクンビは、ムガベがすでにJOCの「操り人形」化している、と指摘する（ノーランド 2008: 27）。

●参考文献

- 井上一明 (2001) 『シンバブウェの政治力学』慶應義塾大学出版会。
 —— (2002) 『シンバブウェにおける市民と政治——ハラレをキー
 スとして』『法学研究』七五巻一一号、一一三二頁。
 —— (2008) 「国家と社会 シンバブウェにおける政治変動——
 民主主義体制から権威主義体制への逆行」『アフリカⅡ』朝
 倉書店、六四〇—六五四頁。
 ウェーバー、マックス (1980) 『職業としての政治』脇圭平訳、
 岩波書店。
 佐藤章編 (2007) 『統治者と国家——アフリカの個人支配再考』
 (研究双書五六四) 、アジア経済研究所。
 ノーランド、ロッド (2008) 「独裁者を操る七人の黒幕」『ニュー
 スウィーク (日本版) 』二〇〇八年八月六日、二六—二八頁。
 Acemoglu, Daron and Thierry Verdier, James A. Robinson
 (2004) Kleptocracy and Divide-And-Rule: A Model of Person-
 al Rule. *Journal of the European Economic Association*, April-
 May 2004 2(2-3) 162-192.
 Amoda, John Moyibi (2008) Power Sharing-Some Misunder-
 standing. *Vanguard* (Lagos), 16 December 2008.
 Bayart, Jena-Francois and Stephen Ellis, Beatrice Hibou (1999)
The Criminalization of the State in Africa. Oxford: James
 Currey.
 Bratton, Michael and Eldred Masunungure (2008) Zimbabwe's
 Long Agony. *Journal of Democracy* 19(4), 41-55.
 Central Statistical Office N.D. *Statistical Yearbook of Zimba-*

- bue, 1989*. Harare: Central Statistical Office.
 Commonwealth Secretariat (1980) *Southern Rhodesia Elections
 February, 1980: The Report of the Commonwealth Obser-
 ver Group on elections leading to independent Zimbabwe*. Lon-
 don: Commonwealth Secretariat.
 Commonwealth Secretariat (2000) *The Parliamentary Elections
 in Zimbabwe, 24-25 June 2000: The Report of the Common-
 wealth Observer Group*.
 Constitutional Commission of Zimbabwe N.D. *Constitution
 Commission of Inquiry in to the Establishment of a New
 Democratic Constitution*.
 Dahl, Robert A. (1991) *Modern Political Analysis*. Fifth edition,
 Prentice-Hall International Editions, New Jersey: Prentice-
 Hall International.
 Economist Intelligence Unit (1990-92) *Country Report: Zimba-
 bue, Malawi*.
 Hill, Geoff (2005) *What Happens After Mugabe?: Can Zimbabwe
 Rise from The Ashes?* Cape Town: Zebra Press.
 Holland, Heide (2008) *Dinner with Mugabe: The untold story of
 a freedom fighter who became a Tyrant*. Johannesburg: Pen-
 guin Books.
 Human Rights Watch (2008) "Bullets for Each of You". *State-
 Sponsored Violence since Zimbabwe's March 29 Elections*.
 Hyden, Goran (2006) *African Politics in Comparative Perspec-
 tive*. Cambridge: Cambridge University Press.
 International Crisis Group (2005) *Zimbabwe's Operation Muram-*

- balsamin: The Tipping Point?* (Africa Report No.97).
- Jackson, Robert H. and Rosberg, Carl G. (1982) *Personal Rule in Black Africa: Prince, Autocrat, Prophet, Tyrant*. California: University of California Press.
- Kitsopile Nyathi (2008a) Army Chief Warns of Coup If Sell Outs Win. *The Nation* (Nairobi), 11 March 2008.
- (2008b) Military Rattle Sabres in Support of Mugabe. *UN Integrated Regional Information Networks*, 12 March 2008.
- Kruger, Norma (2005) ZANU (PF) strategies in general elections, 1980-2000: Discourse and coercion. *African Affairs* 104(414): 1-34.
- Meredith, Martin (2002) *Our Votes, Our Guns: Robert Mugabe and The Tragedy of Zimbabwe*. New York: PublicAffairs.
- Mosheshoe Monare (2008) Grace no match for Mugabe's generals. *The Sunday Independent*, 6 April, 2008.
- Muleya, Dumisani (2008) Zimbabwe: Mugabe Orders 'warlike' Campaign. *Zimbabwe Independent*, 23 May, 2008.
- Olson, Mancur (2000) *Power and Prosperity: Outgrowing Communist and Capitalist Dictatorship*. New York: Basic Books.
- Philp, Catherine (2008) 'Military Coup' in Zimbabwe as Mugabe is forced to cede power to generals. *The Times*, 9 June 2008.
- Schedler, Andreas, ed. (2006) *Electoral Authoritarianism: The Dynamics of Unfree Competition*. Colorado: Lynne Rienner Publishers.
- Solidarity Peace Trust (2008) Punishing Dissent, Silencing Citizens: The Zimbabwe Elections 2008. *Johannesburg*, 21 May

2008.

The Catholic Commission for Justice and Peace in Zimbabwe and the Legal Resources Foundation (1997) *Breaking The Silence, Building True Peace: A Report on the Disturbances in Matabeleland and the Midlands 1980-1988, Harare*.

Timberg, Craig (2008) Inside Mugabe's Violent Crackdown. *Washington Post*, 5 July 2008.

(ジョージ・カネヨ／慶應義塾大学法学部)